

【別紙1:公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第28条  
第1項第2号に掲げる書類】

事業 年度	自	令和4年4月1日	法人コード	A007142
	至	令和5年3月31日	法人名	公益社団法人福岡県社会福祉士会

運営組織及び事業活動の状況の概要等について

1. 法人の基本情報について

法人の名称	公益社団法人福岡県社会福祉士会		
設立登記日(注)	平成24年4月1日		
法人の目的	本会は、社会福祉の援助を必要とする福岡県民の生活と権利を擁護し、社会福祉に関する知識及び技術の県民への普及・啓発を行うとともに、社会福祉事業に携わる専門職員に対する技能の研鑽を行うことにより、地域福祉サービスの推進と発展を図り、もって福岡県民の社会福祉の向上に寄与することを目的とする。		
主たる事務所の所在場所	都道府県	市区町村番地等	
	福岡県	福岡市博多区博多駅前3丁目9番12号	
	定款の規定は以下のとおり。  (種別) 第8条 本会の会員は、次の4種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団・財団法人法」という。)上の社員とする。 (1)正会員 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号。以下「法」という。)第28条の規定により社会福祉士の登録を受けた者であって、福岡県内に住所又は勤務先を有し、本会の目的に賛同して入会したもの (2)賛助会員 本会の事業を賛助するため入会した個人又は団体 (3)名誉会員 本会に功勞のあった者又は学識経験者で、社員総会において推薦されたもの (4)準会員 次に掲げる者で、福岡県内に住所又は勤務先を有し、本会に所属することを希望するもの (ア)社会福祉士試験の受験資格を有する者 (イ)社会福祉士養成施設又は大学の社会福祉士養成課程に在籍している者 (ウ)その他、入会が適当と認められる者 (入会) 第9条 正会員、賛助会員又は準会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により、申し込むものとする。 2 入会は、社員総会が別に定める入会及び退会規則(以下「入会及び退会規則」という。)に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。 (入会金及び会費) 第10条 正会員は、本会の活動に必要な経費に充てるため、社員総会において定める会費に関する規則に基づき入会金及び会費(以下「会費等」という。)を支払わなければならない。 2 賛助会員は、会費に関する規則において別に定めるところにより賛助会費を納入しなければならない。		

社員の資格の得喪の条件 (公益社団法人のみ)	<p>3 前2項の会費等及び賛助会費については、その5%以上は公益目的事業のために、残余はその他の事業及び管理費用のために充当するものとする。 (会員の資格喪失) 第11条 会員が次の各号(賛助会員にあつては第3号及び第4号を除き、名誉会員及び準会員にあつては第3号から第5号までを除く。)のいずれかに該当する場合は、その資格を喪失する。 (1)退会したとき。 (2)成年被後見人又は被保佐人になったとき。 (3)死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。 (4)法第32条第1項又は第2項の規定により、登録を取り消されたとき。 (5)法第33条の規定により、登録を消除されたとき。 (6)正当な理由がなく、会費を2年以上納入しなかったとき。 (7)除名されたとき。 (8)総正会員の同意があつたとき。 (退会) 第12条 正会員及び賛助会員ならびに準会員は、理事会が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。 (除名) 第13条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、社員総会において、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、総会において決議の前に弁明の機会を与えなければならない。 (1)本会の定款に違反したとき。 (2)本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。 (3)その他正当な事由があるとき。 2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。 (会員資格喪失に伴う権利及び義務) 第14条 会員が第11条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失ひ、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。 2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。</p>
社員の数(公益社団法人のみ)	1857 人

注 旧民法に基づき設立された法人にあつては、新制度への移行登記をした日付になります。

## 2. 事業活動等について

### (1) 収支相償

収益事業等から生じた利益の繰入割合	50%	
第2段階の合計	収入の額	費用の額
	197,952,156 円	198,671,336 円
収入>費用の場合の対応		

(2) 公益目的事業比率

公益目的事業比率 (①欄の額÷①欄～③欄の合計額)		90.5 %
①	公益実施費用額	198,671,336 円
②	収益等実施費用額	11,186,535 円
③	管理運営費用額	9,607,153 円

(3) 寄附を受けた財産の額

寄附を受けた財産の額	3,000 円	うち個人から	0 円
		うち法人から	3,000 円

(4) 金融資産の運用収入の額

金融資産の運用収入の額	1,508 円
-------------	---------

(5) 資産、負債及び正味財産の額

資産額	163,079,365 円	負債額	17,942,597 円
		正味財産額	145,136,768 円

(6) 遊休財産額

遊休財産額の保有上限額	198,671,336 円
遊休財産額	140,829,659 円

(7) 当事業年度の末日における公益目的取得財産残額

公益目的取得財産残額(①欄+②欄の合計額)		△ 10,015,101 円
①	公益目的増減差額	△ 11,310,924 円
②	公益目的保有財産の帳簿価額の合計額	1,295,823 円

(8) 理事、監事及び評議員の報酬等の額

理事等の報酬等の総額	4,100,760 円
(うち、退職手当の額)	0 円

(9) 事業の運営に関する行政庁からの勧告又は命令の有無

当事業年度の勧告又は命令の有無(注)	無
--------------------	---

注 当事業年度以前に受けた勧告又は命令であって、行政庁に改善の報告をしていないものを含みます。